

# 全労連女性部ニュース NO400 2012年2月2日

発行 全労連女性部 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F



1月24日国会開会日デモ

## 通常国会開会

### 大企業、アメリカいいなりの政治にNO！を

消費税増税反対！社会保障の改悪は許さない！公務員賃金の引き下げ反対！貧困をなくし、住民本位の復興を！

#### 2015年度をめどに、「総合こども園」をスタート

##### ー内閣府ワーキングチーム 新システムに関する基本制度とりまとめ

1月31日、内閣府の子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム（WT）第20回会合が開かれ、新システムに関する基本制度とりまとめ案が示されました。

通常国会に関連法案を提出し、成立を目指すとしています。

案では、2015年度をめどに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「総合こども園」をスタートさせる方針を盛り込み、「幼保一体化の議論はひとまず決着した」としています。新制度のモデルになるのは、06年10月に発足した現行の幼保一体施設「認定こども園」です。厚生労働、文部科学両省が別に補助金を出す同園の新設は、両省への手続きが必要など煩雑で、全国に762カ所しかありません。その点、新制度では内閣府の補助金に一本化され、「約2万3000カ所の保育所、約1万3000カ所の幼稚園が

総合こども園に移行すれば、多くの子どもが保育と幼児教育を受けられる」というのが政府の説明で、民主党政権も幼稚園と保育所を一体化して“二重行政や待機児童を解消”することを目的に掲げてきました。しかし、強引に議論を進めたものの、結局、一体化する「総合こども園」のほかに、幼稚園と3歳児未満の乳児保育所を残すことになり、それぞれ内閣府、文部科学省、厚労省が所管する三重行政がうまれます。また、待機児童の8割以上を占めるのは3歳未満児ですが、一体化する「総合こども園」には3歳未満児の受け入れを義務付けないというもので、「新システム」導入の口実が崩れたも同然です。

新制度案は批判が出るたびに修正を繰り返し、複雑な制度設計になりました。しかし、一貫して変わらないのが施設と利用者の直接契約、利用者補助方式です。

直接契約によって、市町村は保育を実施する当事者からはずれます。児童福祉法24条の、市町村は保護者から申し込みがあったときは「保育所で保育しなければならない」との文言も削除し、国と市町村が保育を提供する責任を放棄します。

「新システム」では、市町村の役割は保育の必要性の認定と利用料の一部補助だけになり、保育の供給量や質は市場原理にゆだねます。児童福祉としての公的保育を解体し、市場任せの“商品”に変質させます。さらに、こども園の利用料など保護者が最も知りたい部分の詰めは今後となり、基準を満たせば株式会社も参入でき、今の認可外施設も補助の対象となるものの、指定基準については、職員配置、子ども1人あたりの面積は「国が定める」としますが、それ以外は地方任せになります。「地域主権改革」の名の下で、すでに国の最低基準はなくなり、耐火基準、子どもの避難経路確保など、命に直結する基準の引き下げが可能です。子どもにとって一番大切な安全に関わる基準についても「制度施行までに更に検討する」とされ、あいまいなままです。

下線部分で示したような仕組みは、介護保険制度と同様であり、保育料がどんどん値上げされかねない、利用者が企業に選別される、需要と供給のバランスにより、保育所が誘致できない地域や保育の質に差が出ることなど多くの懸念があります。

保育を市場化するという「新システム」の本質が広く知られるにつれ、全国各地で反対の世論が強まっています。保育3団体（日本保育協会、保育協議会、私立保育園連盟）の地方組織も反対の声を強め、地方自治体も23府県議会が法案提出撤回などを求める意見書を可決しています。政府が決めた待機児童を口実にした保育所面積基準緩和も「保育環境の悪化になる」と多くの区市が実施見送りを決めており、自治体の反発もつよまっています。強引な法案提出は許さない運動を強めましょう。

## 消費税増税反対！憲法違反の賃下げ法案廃案めざし

### 国会前座り込み行動スタート

（国公労連速報1月31日から抜粋）午前10時、衆議院第2議員会館前で座り込み行動を開始しました（写真右）。

冒頭、主催者あいさつに立った全労連公務部会の宮垣代表委員（国公労連委員長）は、「政府が消費税増税のために身を削るとして失政の責任を国家公務員に押しつけようとしている。1月25日には民自公の実務者協議で、『0.23%賃下げの人勧実施後、4月からさらに7.8%下げ



る』提案で大筋合意との報道もある。しかし、公務員制度改革関連法案の取り扱いをめぐり、同時審議を主張する民主と切り離しを主張する自公との間にはまだ溝があり、完全合意の状況ではない。人勸によらない賃下げは明らかに憲法違反だ。民間を含む625万人の労働者の賃金に直接悪影響を及ぼすなど、景気回復や震災復興に逆行する。力いっぱいたたかおう」と呼びかけました。

つづいて4名から連帯あいさつ・決意表明などを受けました。日本医労連の小池副委員長は、「公務員の賃下げは、医療労働者の賃金にも大きな悪影響を及ぼす。震災復興に奮闘している公務員に対する賃下げは許せない。ともにがんばろう」と呼びかけました。

## 全国から激励メールを／首都圏・民間の各女性部組織も座り込みに結集を！

2月7、9日に、国会前座り込み行動や議員要請行動などにとりくみます。

### 12：15～昼の集会に結集を

激励・連帯メッセージをおくってください。行動の中で紹介し、参加者の力にしていきます。

【電子メール：[mail@kokko.or.jp](mailto:mail@kokko.or.jp) FAX：03(3502)6362】

## 全国の力をかりて、資生堂へ要請

(資生堂/アンフィニ支援共闘会議発行 資生堂/アンフィニ争議支援ニュースから) 昨年、秋から全労連のご協力のもと、全国の地方労連のみなさまには資生堂の販売支社、支店(オフィス)、工場に要請をしていただき、まことにありがとうございます。

現在、19都道府県で直接または郵送で要請をしていただき、資生堂側の対応は支社、支店によって様々です。12月14日、北海道支社札幌オフィスに道労連が要請した際、管理統括部の管理部長が対応、「直接的な対応はできないが、申し入れの件は上申する」と要請書も受け取り、誠実に対応。また、12月13日に福岡県労連から九州支社福岡オフィスに要請した際は、管理総括部の部長が「本社より受け取るように通達があった」と要請書を受け取りました。福岡のような対応は初めてですが、福岡だけに通達があるはずがないため、資生堂も少しは耳を傾けようとしてくれているのか…。この他、群馬や東京、石川、静岡、愛知、三重、大阪、和歌山、兵庫、広島でも要請書を受け取り(預け)ましたが、中には受け取りを拒否して、最終的にしぶしぶ受け取る支店もありました。

しかし、HPに掲載されているにもかかわらず、支店がない県もあり、せっかく対応していただいた地方労連のみなさまには、大変ご迷惑をおかけしました。

そして、肝心の資生堂本社はというと、相変わらず要請を拒否。国内にある4つの工場も門前払いです。静岡の掛川工場には、静岡県評から宣伝カーを出していただき要請を行いました、「アポがなければ対応できません」と。しかし、埼玉久喜工場には事前に電話で何度もアポを取りましたが、常に「担当者がいない」「会議中」など、要請を受ける入れる気がまったくありません。

全国のみなさまには、お忙しい中対応していただき、本当にありがとうございます。今後も引き続き、よろしくお願い致します。

**2月10日全労連女性部菜の花春闘行動への参加をお願いします。**

\*参加報告用紙の返送にご協力をお願いします。



『婦人通信』2012年2・3月合併号

## 国際女性デー特集

1冊・450円 20冊以上5%引き

購読申込先 FAX 03-5474-5585

### ●情報●

#### ●内部留保4%活用で新規雇用466万人が可能に／労働総研の春闘提言

労働運動総合研究所（労働総研）は、2012春闘に向けた提言を19日に発表した。それによると、（1）正規労働者の賃金を月1万円引き上げ（2）パート労働者の時給100円引き上げ（3）サービス残業の根絶（4）年休の完全取得（5）週休2日制の完全実施——の5項目に絞って産業連関表を活用して計算した結果、国内生産を19.7兆円、GDPを11.3兆円拡大し、新規雇用に466.1万人創出すると試算。これに必要な総額18兆1,373億円は、2010年度末の企業の内部留保の3.94%を充てれば実現可能であるとしている。[http://www.yuiyuidori.net/soken/ape/2012/data/120120\\_01.pdf](http://www.yuiyuidori.net/soken/ape/2012/data/120120_01.pdf)

#### ●雇用保険料率12年度から0.2%引き下げ／厚労省

厚生労働省は25日、2012年度の雇用保険料率を前年度から0.2%引き下げると告示した。雇用保険料率は、労使折半で負担する失業等給付の料率に、事業主が負担する雇用保険二事業の料率を合計したもので、失業等給付料率の引き下げに伴って変更された。一般事業の雇用保険料率は1.35%になる。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000020wyu.html>

#### ●人勸実施し7.8% 公務員給与の削減幅／民自公3党が合意

民主、自民、公明の3党は25日、国家公務員給与を削減する臨時特例法案に関する実務者協議を開き、0.23%の引き下げを求めた人事院勧告（人勸）を実施した上で、さらに2012、13両年度は平均7.8%減額する修正案で合意した。（共同通信）<http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/gyousei/20120127.htm>

#### ●年金に関する制度設計案など議論／社保審年金部会

社会保障審議会年金部会は23日、第9回会合を開き社会保障・税一体改革素案に基づく年金制度改革について議論した。資料として、低所得者等への基礎年金加算や高所得者の年金額の調整に関する資料が提出された。<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000020q4b.html>

#### ●労働者派遣事業の平成23年6月1日現在の状況（確報版）

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=171533>

●平成 22 年度 労働者派遣事業報告書の集計結果（確報版）

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=171535>

- 1 派遣労働者数 (a+c+d) (注 2)・・・約 271 万人 (対前年度比：10.1%減)
- 2 常用換算派遣労働者数 (a+b+d) (注 3)・・・約 148 万人 (対前年度比：6.0%減)
  - (1) 一般労働者派遣事業
    - a.常時雇用労働者 649,786 人 (対前年度比：1.5%減)
    - b.常時雇用以外の労働者(常用換算) 536,375 人 (対前年度比：12.7%減)
    - c.登録者 1,771,550 人 (対前年度比：14.0%減)
  - (2) 特定労働者派遣事業
    - d.常時雇用労働者 293,111 人 (対前年度比：1.9%減)
- 3 派遣先件数・・・約 71 万件 (対前年度比：21.2%減)
  - (1) 一般労働者派遣事業 604,663 件 (対前年度比：24.7%減)
  - (2) 特定労働者派遣事業 106,309 件 (対前年度比：7.4%増)
- 5 派遣料金（8 時間換算）
  - (1) 一般労働者派遣事業 17,096 円 (平均) (対前年度比：1.1%増)
  - (2) 特定労働者派遣事業 24,180 円 (平均) (対前年度比：2.4%増)
- 6 派遣労働者の賃金（8 時間換算）
  - (1) 一般労働者派遣事業 11,792 円 (平均) (対前年度比：0.4%増)
  - (2) 特定労働者派遣事業 16,068 円 (平均) (対前年度比：3.4%増)

(注 1) 派遣元事業所の内訳は、「一般労働者派遣事業所」21,649 事業所、「特定労働者派遣事業所」52,832 事業所。なお、「特定労働者派遣事業所」とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う事業所であり、「一般労働者派遣事業所」とは、特定労働者派遣事業所以外の労働者派遣事業所であり、常時雇用される労働者だけではなく、例えば登録型の労働者を派遣する事業所をいう。

(注 2) 「派遣労働者数」は、一般労働者派遣事業での「常時雇用労働者」と「登録者」に、特定労働者派遣事業での「常時雇用労働者」を合計した人数。

「登録者」とは、派遣元事業主に登録し、過去 1 年以内に派遣されたことがある人の合計。

(注 3) 「常用換算派遣労働者数」は、一般労働者派遣事業での「常時雇用労働者」と「常時雇用以外の労働者 (常用換算)」に、特定労働者派遣事業での「常時雇用労働者」を合計した人数。

なお、「常時雇用以外の労働者」の常用換算数には、日雇派遣労働者についても含む。

「常時雇用以外の労働者 (常用換算)」とは、一定の期間を定めて雇用され、その間派遣された労働者等について、「常時雇用以外の労働者の年間総労働時間数」の合計を、その事業所の「常時雇用労働者 1 人当たりの年間総労働時間数」で除したものの。

(注 4) 「派遣料金」は、労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主に支払われるものである。

(注 5) ( ) 内の対前年度比は、いずれも確報値との比較である。

注：報告書の推定提出率は、平成 21 年度報告確報版 (H22.10.6 発表) が約 86%、平成 22 年度報告速報版が約 86%で、平成 22 年度報告確報版は約 90%となっている。

●内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」について標記について、平成 24 年 1 月版を公表。

全体として、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は改善傾向にあるが、増加の幅は小さい。調査結果の詳細は、下記。

<http://www.gender.go.jp/research/index.html>

#### ●保育施設における事故報告集計（1月27日）

平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日の間に報告のあった、保育施設における事故報告を取りまとめ

- 報告件数は 89 件あった(認可保育所...69 件、認可外保育施設...20 件)。
- 負傷等の報告は 75 件あり、そのうち 5 歳(21 名)が最も多かった。
- 死亡事例は 14 件あり、そのうち 0 歳(7 名)が最も多かった。
- 事故の発生場所は、保育室等の室内(61 件)が最も多い。

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=171775>

●内閣府男女共同参画局 HP「男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応について」関係機関のリンク、男女共同参画関係資料集などを掲載。<http://www.gender.go.jp/saigai.html>

#### ●平成 23 年度雇用均等室における法施行状況（10～12 月）（速報値）

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/sekou\\_report/2011\\_10\\_12.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/sekou_report/2011_10_12.html)

#### ●厚生労働省のリーフレット

- ・セクシュアルハラスメント対策に取り組む事業主の方へ

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=171823>

- ・男女雇用機会均等法のあらまし（リーフレット）

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=171829>

- ・男女均等な採用選考ルール（リーフレット）

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=171831>

- ・派遣先の男女雇用機会均等法の適用について（リーフレット）

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=171833>

- ・職場でのセクシュアルハラスメントでお悩みの方へ

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=171835>

●職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告～「職場のパワーハラスメント」の予防・解決に向けた労使や関係者の取組を支援するために、その概念や取組例を整理～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021hkd.html>